

ラムサール条約湿地の指定について

以下の湿地については、ラムサール条約湿地指定の条件が整った旨、報告しました。

- ・ サロベツ原野（北海道）
- ・ うりゅうぬま雨竜沼湿原（北海道）
- ・ とうふつこ濤沸湖（北海道）
- ・ 尾瀬（福島・群馬・新潟県）
- ・ 奥日光の湿原（栃木県）
- ・ みかたごこ三方五湖（福井県）
- ・ 串本沿岸海域（和歌山県）
- ・ 中海（鳥取・島根県）
- ・ 秋吉台地下水系（山口県）
- ・ くじゅう坊ガツル・タデ^{わら}原湿原（大分県）
- ・ いむたいけ蘭牟田池（鹿児島県）
- ・ 屋久島永田浜（鹿児島県）
- ・ けらま慶良間諸島海域（沖縄県）
- ・ なぐら名蔵アンパル（沖縄県）

（参考）

- 1 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について、本部会において諮問のとおりにして差し支えない旨答申をいただいた後、地元自治体に正式意見照会を行う湿地
 - ・ 仏沼（青森県）
 - ・ かぶくりぬま蕪栗沼・周辺水田（宮城県）
- 2 引き続き調整を要する湿地
 - ・ 阿寒湖（北海道）
 - ・ のつけはんとう野付半島・のつけわん野付湾（北海道）
 - ・ ふうれんこ風蓮湖（北海道）
 - ・ 宍道湖（島根県）

アンダーラインは国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定が必要な湿地

ラムサール条約湿地登録のスケジュール

